

議会運営委員会理事会記録

令和7年12月5日（金）①

杉並区議会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
議案審査結果報告について	3
定例会の日程について	3
本会議の日程について	10
傍聴席の増設について	11

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和7年12月5日(金) 午後1時28分～午後1時55分			
場 所	第3・4委員会室			
出席理事 (7名)	理事 脇坂 たつや 理事 矢口 やすゆき 理事 山田 耕平 理事 ひわき 岳 理事 中村 康弘 理事 奥山 たえこ 理事 田中 朝子			
欠席理事	(なし)			
理事以外の出席議員	議長 木梨 もりよし 副議長 川原口 宏之			
出席理事者	(なし)			
事務局職員	事務局長 秋吉 誠吾 事務局次長 村野 貴弘 庶務係長 田口 昌実 議事係長 裴輪 悅男 担当書記 橘川 敦江 担当書記 森 菜穂子			

(午後 1時28分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、11月10日分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《議案審査結果報告について》

脇坂理事 次に、議案審査結果報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和7年第4回定例会委員会付託議案審査結果でございます。

総務財政委員会、議案第82号、第83号、第90号から第92号及び第95号、以上の6議案については原案を可決すべきものと決定、議案第89号、以上1議案については原案を否決すべきものと決定。

区民生活委員会、議案第86号、以上1議案については原案を可決すべきものと決定。

都市環境委員会、議案第87号、以上1議案については原案を可決すべきものと決定。

文教委員会、議案第93号及び第94号、以上2議案については原案を可決すべきものと決定。

以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 それでは、本会議において議案審査結果報告書を御確認願います。

《定例会の日程について》

脇坂理事 次に、定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。懲罰動議に関わる日程を追加する案でございます。

追加日程は網かけ部分でございます。この後、開催の本会議で懲罰動議の上程、懲罰特別委員会の設置等を予定していますが、懲罰特別委員会が設置された場合には、本会議終了後、正副委員長互選等を行うため、懲罰特別委員会を開催。以上日程の追加を提案させていただきます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

矢口理事 田中ゆうたろう議員への警告決議を提案いたします。

令和7年第2回定例会において、田中ゆうたろう議員に対する懲罰の件では、戒告の懲罰を科すことが議会の意思として示されたことは我々も理解をしています。今回同様の理由から懲罰動議が提出されました。議会として戒告の意思が示されたことは分かっていますが、懲罰動議の乱発は議会運営として好ましくないですし、議会の正常化を図るには、皆が一旦冷静になっていくべきと考えます。つきましては、令和7年11月28日に提出された田中ゆうたろう議員に対する懲罰動議を取り下げた上で、改めて警告決議を議運理事会の皆様と共に、理事会全会一致という議会意思として提出することを提案いたします。

言うまでもなく、懲罰動議は議員の処分を決める重いものであり、しっかり手続を踏んで結論を出すべきです。軽々に結論を出すべきものではありません。ぜひ理事の皆様の御賛同をいただきたく、よろしくお願ひいたします。

以上です。

脇坂理事 ただいま矢口理事から提案がございましたけれども、何か御意見等はござりますでしょうか。

中村理事 文案はどうなんですか。

矢口理事 文案は今はないんですけども、理事会の皆様と共に、今回の会期、12月10日が会期末になっていますので、12月10日に向けてちょっとと考えていきたいというところで、現時点では文案はないです。

中村理事 今日、結論を出さずに、一回持ち帰らせてください。その上で、御提案いただいた矢口理事並びに自由民主党の皆さんにお願いしたいんですけども、今おっしゃられたとおり、これは理事会の全会一致ということを目指すということだと思います。当然、決議というのはそういうものだと思っておりますので、とにかく、少なくともここにいる交渉会派の皆さんのが納得できるような、理解できるような形に最後まで努力していただきたいと思います。当然ながら、文案を作成していく中で、様々な意見を交換することがあると思いますけれども、今、矢口理事がおっしゃったとおり、議会全体としてそれが納得が得られるような、100%全員が、100%ということはないと思うんですけども、それが皆さんに了解いただけるように、言葉はあれですけれども、汗をかいていただきたい、そういうことを要望させていただきたいと思います。

取りあえず今日は賛否は保留いたします。

奥山理事 私も文案を伺いたいと思いました。その文案を見ないでは結論が出せません。

それから、この後いろいろ懲罰委員会を立ち上げるということで準備もしておりますので、そことの兼ね合いがありますから、さて、どうしたものかなというふうにちょっと私も悩ましく思っておりますが、今、中村理事の御発言を伺って、持ち帰りはあるかなと思いましたが、そうすると、この後の本会議での上程の予定はどうなるんですか。それも延ばすんですか、持ち帰るんですか。

矢口理事 私の意見としては、理事会の皆様、全会一致はもちろん必要なんですけれども、懲罰動議を取り下げていただいて警告に移してほしいんです。段階としては、以前から私たちは会派として、段階を経て、しっかりと議会の正常的なルール、段階を経てやつていこうということで、まず決議でしっかりとその事犯者に対して議会の意思を示しましょう。それでも駄目だったら、次に懲罰というふうな段階があったと思うんですが、それは前回の懲罰動議のときから我々の意見は変わってないので、まずは取り下げる。取り下げていただきて、みんなで考えたいというふうな思いです。

中村理事 まず、文案自体がまだ示されていないので、取り下げる、取り下げないの判断ということも含めて、前回は全会一致で、懲罰動議が受理されたということで、それに向けて、会派構成とか、様々議論もしたわけですよね。その経過があるので、今の段階で、もうすぐに警告決議を出す予定ですので、まずは取り下げるくださいということは、これは今の段階ではまだ時期尚早で、私としても判断できません。したがって、逆にお聞きしたいんですけども、今日、今の段階でこの話が保留という形で持ち帰りとなつた場合には、この後の本会議も含めて、どういう予定になるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

事務局次長 この後、本会議の日程等については説明をする予定だったんですけども、この議論によって、場合によっては、ここで何か変更があれば変更することもあり得るのかなというふうに……。今回先延ばしするとか、そういうふうな決定があれば、それで本会議にも諮るような形になろうかなというふうに考えております。

中村理事 ちょっと具体的に教えていただきたいんですけども、具体的に先延ばしというのは、会期延長も含めた形で、この第4回定例会の日程自体が延長することになるのか、それとも、閉会中の継続、この決議に関しては、もうしばらく時間がかかるのか。場合によっては、例えば1つの可能性ですけれども、懲罰動議は立ち上げましたと、ただし、同時に今警告決議のそういう提案もなされておりますということで、警告決議のコンセンサスが取れるかどうか、取れた場合によっては懲罰委員会も、1つ、これは意見によりますけれども、警告決議のほうがいいんじゃないということでコンセンサスが

取れれば、途中でということもあり得ますし、そういうことを主張しているんじやなくて、そういう可能性も考えられますよねということなんですけれども、その辺に関してはどうなんでしょうか。

事務局次長 今現在は、今御説明したような日程を御提案させていただきましたので、それを変更するという提案があれば、それはまた御協議いただくような形になろうかなというふうに思っております。

田中（朝）理事 ちょっと矢口理事にお聞きしたいんですけども、懲罰動議は多分先週の金曜日に出ているわけですよね。それでそれは、出た時点で全議員にお知らせがされているわけですけれども、その後に懲罰動議をどういう構成でやろうかとか、そういうのはいろいろ話し合われてきて、今日上程する予定なんですけれども、その間、懲罰動議が出た時点で、うちは決議のほうがいいと思うと言って、決議を出すという案はなかったんでしょうか。というのは、ここまで来て、今どうして決議という案を出されたのかが、ちょっと私には——恐らく理事全員知らなかつたと思うんです。事前の御相談も多分どなたにもなかつたと思うので、さっき私だけ聞いていないのかなと思ったんですけども、そういうこともなさそうなので、そのところをちょっと教えていただければと思います。

矢口理事 確かに前回、懲罰動議ということで理事会の中で全会一致をさせていただいたんですけども、この間会派の中でいろいろ議論していく中で、この1年の間に2回懲罰動議が出されていると、割と異常な事態ですので、これがここで終わるのかという保証はやっぱりないと。そこを考えたときに、懲罰委員会が設置される、それは懲罰動議が出されたら設置されるんですけども、延々これを続けていくのかというときに、やっぱり一旦皆さん冷静になったほうがいいんじゃないのかというところも会派の中の合意形成としてされまして、じゃ、ちょっと1回、決まったタイミングではあるんですが、まだ懲罰委員会が設置前のタイミング、ぎりぎりのタイミングになってしまって申し訳ないんですけども、そこでもう一回改めて、理事の皆様にも御検討いただきながら、まずは警告決議でしっかりと、そこは別に我々がつくってこれでいきますというわけではなく、理事の皆様方としっかりと話合いをさせていただいた上で内容は詰めていきたいというふうには思っていますけれども、そういった形で、ぎりぎりになってしまったところはおわびを申し上げます。

奥山理事 私もただいま矢口理事から警告決議、初めて聞いてびっくりしているところです。

あとそれから、延々これを繰り返すのかという話ですが、それはむしろ今回の事犯者

に私は聞きたいところです。今回の事犯者は前回の事犯者と同じ人ですよ。しかも同じ行為をしている。そして、皆さん本会議場で聞きましたとおり、それだけではなくて、今回はさらに区長に対する発言があまりにも度を越していると私は思いますし、それから、なぜあのようなエロビデオというふうにはっきり申し上げますけれども、ああいうタイトルを読み上げたのかというのを考えますと、もう非常に挑戦的であるとさえ思っています。ですから、繰り返すことになっているのは、私たちが別に懲罰委員会をやりたいわけでは全然なくて、あのような行為をされたときに、もう何もしないでいるわけにはいかない。

そして方法としては懲罰特別委員会を考えました。そして決議のことも考えました。でも、変な言い方になりますが、決議と懲罰委員会とどちらが重たいかといえば、懲罰委員会だと思います。法的な権限がありますから。もし決議を出して、本人がそのことを了解して、分かりました、反省します、今後は決してあのような行動はいたしませんというふうに確約してくれるならば、そうすれば、懲罰委員会でなくていいんです。大変だから、はっきり言って、正直言って。だから、決議でいいというんではなくて、決議もいいんです。そこが分からぬでは、私も会派に持ち帰りますけれども、会派のみんなに動議を取り下げるなどを私は説得することはできないんです。そこはいかがでしょうか。

矢口理事 確かに今回は同じ方によるものというところは我々もちろん理解はしていますが、必ずしも今回以外の方もやる可能性もいろいろな意味であるわけですから、そういったときに、ばんばんこんなことがなされたときに、毎回毎回懲罰なのか、それでいいのかというところも、1回ちょっと冷静になったほうがいいのかなというのが我々の思いです。なので、今回もう1回一旦皆さん冷静になって、警告決議を出す。内容はしっかりと皆さんとすり合わせながらですけれども、そういうふうな思いです。

田中（朝）理事 大変申し訳ないんですけども、別に私たちは冷静じゃなくないと思います。別に激情に駆られて出してはいない。前回は、やっぱり初めてだったので、そういう思いも入っている方は結構いらっしゃったと思いますけれども、今回は、また、またという、やっぱりそういうのはあるんですよ。だけれども、やっぱりこの民主主義をやっていく中で、それをもういいやとやってしまうのは、私はあまりよくないと思うんです。もちろん警告決議も、じゃ、最初に今回は決議を出して、それでもまたもう一回やったら懲罰をやろうかとか、そういうやり方はいろいろあったかと思うんですよ。さっきも私は言いましたけれども、どうしてもっと早く言ってくれないのというのは本音のところですよ。それだったら、それを別に私たちは拒否するものではなくて、その手

はあるねと、それで今後どうしようかということは全員で、自民党さんも入れて考えることができるわけですから、そもそもそれを拒絶するものではなかったと思うんですけれども、今から手続をいろいろ踏んで、いろいろな方に頭を下げてお願いしている問題もあるんですね。そうなりますと、やっぱり決議でもいいですかねというふうに、本当に冷静ではいますので、軽くではないんですけども、変えるということがなかなか難しいかも知れないなというのは思います。それでその変えるところにまた時間はかかりますね。

ひわき理事 御提案は伺いました。ありがとうございます。幾つかあるんですが、今、田中理事がおっしゃったとおり、私は発議者でもありますので、発議者の立場からも申し上げたいと思いますが、決して冷静さを欠いて動議を出すというような方は発議者の中には、前回も今回もいらっしゃらないというふうに、私はそういうふうに認識しております。

そして、これが繰り返されることについては、奥山理事からもお話がありましたけれども、あくまで事犯者の行為が議会の品位を損なう、秩序を保てない状況にさせるということに関して、法的根拠をもって動機を出しているということでございますので、品位を欠く行為を行う方に対して議会としてそれでいいのだろうかと、そういう観点から動議を出しているものでありますので、繰り返すことの本質は、事犯者御本人の言動がまず、そこに問題があるというふうに思っておりまして、議会としてどういう対応を取るかということより、まずは基本的にはそっちだろうというふうに思っております。

そういう観点からすると、決議を出して、議会で一致した意見を御本人に示すということも、それも非常に重要で意味があることだと思っていますが、一方で、法的な根拠のある懲罰という行為と、繰り返すこと、あるいは決議も、もしかしたら、出したところで繰り返されるかもしれないということは、それは御本人次第で変わらないということであると思いますので、今現時点では私としては、どちらがより有効な効力になるのかという判断がつきませんので、そういう点から考えますと、今、決議を出すということとセットで発議を取り下げるということが求められていたと思いませんけれども、それを軽々に今、発議者の一人として、これは総意でもありませんけれども、今発議を取り下げるという判断は、少なくともこの場においては、私はできないというふうに思っております。

そういう観点からすると、この後、本会議において懲罰動議も議題になるような予定だったと思います。ですので、取り下げるることは今すぐできないもので、そのスケジュールに関してはどうするかというのは、皆さんと一緒にここで考えなければいけないと

思っています。

1つ気になっていることは、会議規則で懲罰動議が提出された際は、議長が速やかに会議に付さなければならないというふうに定められていたと思いますので、そこに引っかかるないようにもしなければいけないというふうに、重々そこも注意しながら、今後の日程を皆さんと考えていかなければいけないかなというふうに思っています。

以上です。

山田理事 私も突然のことでの、どうするかなとは思っているんですけども、やはり私たちの会派としてもしっかり考えた上でこれを出していますので、一度持ち帰りたいというところです。

田中ゆうたろう議員については、この間も様々な問題が起きている中で、やはり議会として一致した対応を取るということは非常に重要になっているなということは思っているんです。ただ、手続上、こちらも瑕疵なく動いてきている状況ですので、ただ、その手続をどういうふうに切り替えていくかということも含めて、一旦時間的な猶予は欲しいかなというのありますので、ちょっとそのあたりを、もう2時に本会議が始まってしまうので、そのあたりをどうするのかというのを考える必要があるかなというふうに思います。

脇坂理事 各理事から御意見をいただきました。矢口理事、いかがでしょうか。

矢口理事 先ほどから私たちもお伝えしているとおり、皆さんのが思いを持って出されたというのも理解していますし、前回、議会の総意として戒告の処分が下ったというのももちろん理解はしておりますが、できれば、やはりここは警告決議というところをもう一回改めて理事会の皆さんと共にくり上げていきたいなというふうに思っています。やっぱり懲罰は、前回も2月に事案が発生して、提出されたのは1定の最終日でしたっけ、そこから3か月ぐらいかかります。また今回もそれぐらいかかるかどうか分かりませんけれども、そういうふうな可能性もある。しっかりと議論していかなければいけないというところが、やっぱりそこが乱発されていくのもどうなのかというところは思ってしまう部分もありますし、もちろん事犯者の部分もありますけれども、そういったところで一度警告決議をしっかりと上げて、そこから順を経てやっていくというのは私たちの思いです。

以上です。

脇坂理事 ただいま矢口理事からも御発言がございました。各理事からの御意見を総合いたしますと、現段階では懲罰動議を取り下げることはできないということでございまして、理事会の全会一致とはなりませんので、先ほど事務局から説明のあったとおりの日

程でこの後の本会議では上程するという形で進めることになります。ただ、中村理事から御発言がございましたけれども、懲罰特別委員会が設置されて、その中の審議が進む中においても、まだ最終的にその特別委員会での決定という形ではなくて、警告決議という形も選択肢としては、同時進行も可能だということは事務局にも確認をいたしましたので、そういうことも踏まえながらという形になりますけれども、今日はそういった形で本会議に上程されるということで、この後の議会運営委員会に諮ることとしたいと思います。

《本会議の日程について》

脇坂理事 では次に、本会議の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 この後、ちょっと過ぎてしまいましたけれども午後1時45分から議会運営委員会を開催。午後2時から本会議を開会。会議録署名議員は24番田中朝子議員、43番安斎あきら議員。日程は、各委員会の議案審査結果報告、採決。懲罰動議の上程、提案説明、当事者からの申出があり議会が認めた場合は一身上の弁明、懲罰特別委員会の設置及び委員の選任、委員会付託。

発言通告が出されています。安斎あきら議員、議案第89号について反対討論、田中ゆうたろう議員、議案第82号及び第89号について反対討論。また、先ほど説明したとおり、本会議において特別委員会が設置された場合は、本会議終了後、懲罰特別委員会の開催を予定しています。

なお、説明のとおり、本会議後半は懲罰動議上程など、懲罰動議に関する内容のみを予定しています。議会内の内容のみを審議する際の説明員の取扱いについて、出席を必要とするか否かを御協議いただきたいと思います。なお、本日の本会議については協議のいとまがないため、区長が提出した議案が全て議決された後は、特例として、区長をはじめとする説明員は出席しなくてもよいこととしてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 それでは、理事者の扱いについて協議をしたいと思いますが、議会内の内容を審議する際の取扱いについては、正直に申し上げまして、前回の懲罰特別委員会であつたり、そういう動議が提出されたときのことも踏まえて、議会運営委員会理事会としてこうすべきものだというものが決まっていなかつたというところは、我々としても反省しなければいけないところだというふうに思っておりますけれども、そういう意味では、次回以降の理事会で協議することをしていきたいと思うんですが、事務局から提案もありましたとおり、本日の本会議の取扱いについてをここでは協議したいと思いま

す。

先ほどもありましたけれども、中間議決をされる予定という中で、本来であれば最終日に議決をされるものが、様々な事情から何日か早まっている。こういった中では、理事者側の事務的な手続ということも、我々としては考慮しなければいけないというふうな考えもあるかというふうに思っておりますので、何か御意見がある理事の方はお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

奥山理事 議会内のことありますし、そのことで執行部を、理事者たちをそこの席にいていただきて、貴重なお時間を使わせてもらうのは大変申し訳ないというふうに思っておりますので、今回はもう必要な議案、中間議決の分が終われば、そこで理事者たちの出席はそもそも必要ないというふうに考えます。

山田理事 私も同じ意見です。議会の自律権の問題なので、理事者としては特に必要ないのかなと思います。

ひわき理事 全く同じ意見です。

中村理事 同意見です。

田中（朝）理事 同じです。

矢口理事 同じです。

脇坂理事 それでは、ただいまの説明のとおりとし、理事者については、区長提出議案の議決終了後、暫時休憩をし、退席する扱いとしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

《傍聴席の増設について》

脇坂理事 次に、傍聴席の増設について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 懲罰特別委員会の開催に当たり、報道機関や傍聴者が多く来庁する可能性があります。第3、第4委員会室の傍聴人の員数は通常22名ですが、多数の傍聴希望者に対応するため、一部の机、椅子を撤去の上、傍聴席を増設したいと考えています。委員会開会前ではございますが、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 この件についてはよろしくお願ひします。

日程は以上ですが、最後に私から委員会運営について一言申し上げます。

第4回定例会はまだ続いておりますが、委員会審査において、途中で休憩を挟まず、午後1時を超えて続けた委員会があると聞いております。委員会運営は、委員長の采配によるものではありますが、長時間休憩を入れずに審査を続けることは、委員や理事者

も疲弊するなど、効率的な質疑に影響を及ぼしかねないので、原則12時になったら昼休憩を入れる等、適宜休憩を入れながら運営をしていただくべきかと思います。

この件について、何か御意見がございましたら、よろしくお願ひします。特段よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 では、本件につきましては、会派の中でも周知をしていただきまして、特に委員長、副委員長を務めている方には、委員も理事者も集中して審査に取り組めるような運営に心がけていただきますよう、お願ひいたします。

ほかに何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 1時55分 閉会)